県立中央病院廃棄物の分類

	ハザードマーク	容器	内容	備考
感染性医療廃棄物	鋭利なもの		注射針，メス，アンプル，バイアル，縫合針，ガイドワイヤー，自動縫合・吻合器，破損した鋼製器具など 医療ビン類（非感染性）	・病棟，外来より搬出 ・別途委託者が廃棄物倉庫まで運搬 ・廃棄物倉庫内専用保管庫に収納
	液状のもの		血液，体液，それらが多量に浸み込んだ布，病理廃棄物（臓器，組織，皮膚）	・病棟，外来より搬出 ・別途委託者が廃棄物倉庫まで運搬 ・廃棄物倉庫内専用保管庫に収納
	固形状のもの		アルコール綿，手袋，ガウン，アイガード，酸素マスク，ガーゼ，包帯，輸液バッグ・ルート，各種チューブ，注射器，検尿コップ，透析回路，ギプス，感染性オムツ*など	・病棟，外来より搬出 ・別途委託者が廃棄物倉庫まで運搬 ・廃棄物倉庫内専用保管庫に収納
一般ごみ			紙屑等，医療行為に使用していない可燃物のゴミ，生ごみ	・院内各所より搬出 ・別途委託者が廃棄物倉庫まで運搬・収納
資源ごみ			飲料水の空き缶およびビン類，ペットボトル，ダンボール類	・院内各所より搬出 ・別途委託者が廃棄物倉庫まで運搬 ・廃棄物倉庫脇専用保管場所に種類別に保管

令和７年度

祝祭日・年末年始勤務日　　表示
勤務を要さない日　　表示

	R7.4月		５　月		６　月		７　月		８　月		９　月		１０月		１１月		１２月		R8.1月		２　月		３　月	
1	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木	元日	日	休	日	休
2	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
3	木		土	憲法記念日	火		木		日	休	水		金		月	文化の日	水		土	休	火		火	
4	金		日	みどりの日	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
5	土	休	月	こどもの日	木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
6	日	休	火	振替休日	金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
7	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
8	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
9	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
10	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
11	金		日	休	水		金		月	山の日	木		土	休	火		木		日	休	水	建国記念の日	水	
12	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月	成人の日	木		木	
13	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月	スポーツの日	木		土	休	火		金		金	
14	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
15	火		木		日	休	火		金		月	敬老の日	水		土	休	月		木		日	休	日	休
16	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
17	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
18	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
19	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
20	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	春分の日
21	月		水		土	休	月	海の日	木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
22	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
23	水		金		月		水		土	休	火	秋分の日	木		日	勤労感謝の日	火		金		月	天皇誕生日	月	
24	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月	振替休日	水		土	休	火		火	
25	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
26	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
27	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
28	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
29	火	昭和の日	木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木				日	休
30	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金				月	
31			土	休			木		日	休			金				水		土	休			火	

総日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
平　日	21	20	21	22	20	20	22	18	23	20	18	21	246
休日等	9	11	9	9	11	10	9	12	8	11	10	10	119

令和8年度

祝祭日・年末年始勤務日　　表示
勤務を要さない日　　表示

	R8.4月		５　月		６　月		７　月		８　月		９　月		１０月		１１月		１２月		R9.1月		２　月		３　月	
1	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金	元日	月		月	
2	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
3	金		日	憲法記念日	水		金		月		木		土	休	火	文化の日	木		日	休	水		水	
4	土	休	月	みどりの日	木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
5	日	休	火	こどもの日	金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
6	月		水	振替休日	土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
7	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
8	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
9	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
10	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
11	土	休	月		木		土	休	火	山の日	金		日	休	水		金		月	成人の日	木	建国記念日	木	
12	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月	スポーツの日	木		土	休	火		金		金	
13	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
14	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
15	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
16	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
17	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
18	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
19	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
20	月		水		土	休	月	海の日	木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
21	火		木		日	休	火		金		月	敬老の日	水		土	休	月		木		日	休	日	休
22	水		金		月		水		土	休	火	国民の休日	木		日	休	火		金		月		月	春分の日
23	木		土	休	火		木		日	休	水	秋分の日	金		月	勤労感謝の日	水		土	休	火	天皇誕生日	火	
24	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
25	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
26	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
27	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
28	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
29	水	昭和の日	金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金				月	
30	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休			火	
31			日	休			金		月				土	休			木		日	休			水	

総日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
平　日	21	18	22	22	20	19	21	19	23	19	18	22	244
休日等	9	13	8	9	11	11	10	11	8	12	10	9	121

令和9年度

祝祭日・年末年始勤務日　　表示
勤務を要さない日　　表示

	R9.4月		５　月		６　月		７　月		８　月		９　月		１０月		１１月		１２月		R10.1月		２　月		３　月	
1	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	元日	火		火	
2	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
3	土	休	月	憲法記念日	木		土	休	火		金		日	休	水	文化の日	金		月		木		木	
4	日	休	火	みどりの日	金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
5	月		水	こどもの日	土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
6	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
7	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
8	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
9	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
10	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月	成人の日	木		木	
11	日	休	火		金		日	休	水	山の日	土	休	月	スポーツの日	木		土	休	火		金	建国記念の日	金	
12	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
13	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
14	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
15	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
16	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休	水		水	
17	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
18	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
19	月		水		土	休	月	海の日	木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
20	火		木		日	休	火		金		月	敬老の日	水		土	休	月		木		日	休	日	休
21	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	春分の日
22	木		土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休	火		火	
23	金		日	休	水		金		月		木	秋分の日	土	休	火	勤労感謝の日	木		日	休	水	天皇誕生日	水	
24	土	休	月		木		土	休	火		金		日	休	水		金		月		木		木	
25	日	休	火		金		日	休	水		土	休	月		木		土	休	火		金		金	
26	月		水		土	休	月		木		日	休	火		金		日	休	水		土	休	土	休
27	火		木		日	休	火		金		月		水		土	休	月		木		日	休	日	休
28	水		金		月		水		土	休	火		木		日	休	火		金		月		月	
29	木	昭和の日	土	休	火		木		日	休	水		金		月		水		土	休			火	
30	金		日	休	水		金		月		木		土	休	火		木		日	休			水	
31			月				土	休	火				日	休			金		月				木	

総日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
平　日	21	18	22	21	21	20	20	20	23	20	18	22	246
休日等	9	13	8	10	10	10	11	10	8	11	10	9	119

（別紙１）

仕 様 書 付 記 事 項

１．業　務　内　容	業務の内容は、仕様書及び添付図書に示すが、事情により協議のうえ，多少の変更をする事もある。
２．業　務　時　間	業務時間は、原則８時 30 分から 17 時 15 分までとする。
３．作　業　計　画	本仕様書及び添付図書に基づき、作業計画書を作成し施設課監督員の承認を受けたうえで、作業を実施すること。
４．作　業　確　認	実施した作業を確認するための日報・業務完了報告書等を作成し報告すること。（日報は毎日、その他は完了時に提出する）
６．作 業 用 被 服	作業従事者は、常に清潔な専用被服を着用し、社名入りの名札をつけること。
７．使　用　機　材	業務に使用する薬品その他の材料及び機械器具類は、すべて各用途に適合した品質良好なものであること。 作業に使用する薬品その他の材料及び機械器具類は、すべて受注者の負担とする。
８．火 災 盗 難 防 止	作業実施にあたり、鍵を必要とする場合はその都度警備員室から借り受け、作業終了後は速やかに返却すること。（必ず、『鍵受付簿』に記入し、授受を明確にしておくこと） また、火災盗難等には十分注意し作業終了後は、窓・出入り口等を確実に施錠すること。
９．損　害　補　償	作業実施にあたり、建物・工作物・その他に対し損害を及ぼした場合は、施設課監督員の指示に従い、すべて受注者の負担にて修復・補償する。
10. 質　　疑	業務の内容その他について疑義が生じた場合は、その都度、施設課監督員と受注者間で協議のうえ決定する。
11. 報　告　義　務	受託業者は、作業中に事故等が発生した場合は、施設課監督員に書面等により速やかに報告する。
12. 作業従事者詰所	本委託業務に係る作業従事者の詰め所は、病院指定の場所を無償で貸与する。
12. 法　の　遵　守	受注者は、関連法を遵守し病院運営に支障を来さないようにする。
13. 委員会への参加	病院が開催している委員会等に出席を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

14. 予 防 接 種 等　ア　受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、委託者に報告すること。また、委託者の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。

イ　受託者は、当院が定める「Ｂ型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき，麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B 型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種歴は、受託者が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお，費用に関しては受託者が負担するものとする。

ウ　受託者は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。

エ　受託者は、委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。

15. 駐　車　場　本業務に従事させる委託従業員が自家用車での通勤を行う場合、自家用車駐車場の貸借費用は受注者負担とすること。（当院駐車場の使用は認めない）

16. 注　意　事　項　1)作業実施にあたっては、病院診療業務の重要性を認識して行うこと。

2)火災には十分注意をし、引火性・発火性の強い製品は使用しないこと。

3)言動に十分注意を払い、特に入院患者，外来患者，来訪者に対して失礼のないように心がけること。

4)作業中の安全に対して十分注意をすること。

17. 業務引継ぎ　受注者は契約期間中の１～２ヶ月程度は病院からの指示に応じて，翌年度の請負業者へ業務内容の引継ぎ作業を行わなくてはならない。なお引継ぎに係る費用は、すべて受注者の負担とする。